

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(兼務が可能な条件)</p> <p>第2条 発注者は、次の2つに掲げる場合において、それぞれの条件を全て満たす場合においてのみ、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等、兼務させることが適当でない判断する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>ア それぞれの工事の当初請負金額が、<u>3,000万円</u>未満であること。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 兼務できる工事は、工事現場の相互の間隔が概ね<u>10km以内</u>の範囲であること。</p> <p>カ・キ [略]</p> <p>(兼務申請等の手続)</p> <p>第3条 兼務申請等の手続は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、前条第2号に基づき現場代理人を兼務させる場合は、<u>同条第7号</u>を証明するものとして直接的な雇用関係を証する書類の写しを提出するものとする。ただし、現場代理人が</p>	<p>(兼務が可能な条件)</p> <p>第2条 発注者は、次の2つに掲げる場合において、それぞれの条件を全て満たす場合においてのみ、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等、兼務させることが適当でない判断する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>ア それぞれの工事の当初請負金額が、<u>4,000万円</u>未満であること。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 兼務できる工事は、工事現場の相互の間隔が概ね<u>1時間以内</u>に移動できる範囲であること。</p> <p>カ・キ [略]</p> <p>(兼務申請等の手続)</p> <p>第3条 兼務申請等の手続は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、前条第2号に基づき現場代理人を兼務させる場合は、<u>同条第7号</u>を証明するものとして直接的な雇用関係を証する書類の写しを提出するものとする。ただし、現場代理人が会社</p>

会社の役員である場合は、役員である身分を証する書類の写しを提出するものとする。

の役員である場合は、役員である身分を証する書類の写しを提出するものとする。